

## 東成区生涯学習推進員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東成区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 生涯学習ルーム事業の支援
- (2) 市民に対する学習相談や情報提供、生涯学習についての啓発
- (3) 生涯学習に関する人材育成
- (4) その他、生涯学習の振興のために区長が定める事業

### (連絡会)

第3条 生涯学習推進員は、委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、生涯学習推進員相互に連携して、前条に掲げる任務を効果的に遂行することを目的に、連絡会を開催する。

### (委嘱予定者の推薦)

第4条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

### (細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東成区長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。